

さいたま市告示第378号

公募型プロポーザル方式の手続きの開始

令和8年度岩槻駅周辺リノベーションまちづくり推進業務について、次のとおり、当該業務に関する企画提案書の提出を招請します。

令和8年3月5日

さいたま市長 清水 勇 人

1 企画提案書の招請に付する事項

(1) 件名

令和8年度岩槻駅周辺リノベーションまちづくり推進業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 外

(3) 業務概要

本業務は、空き店舗の増加や若年層の流出、人口減少などといった都市経営課題を複合的に解決するため、公民連携事業による「リノベーションまちづくり」に取り組んできた。

令和8年度は、これまで生まれた地域のプレイヤーや事業化した不動産のオーナー等の協力を得ながら、①創業者の育成講座の開催や、②創業希望者や遊休不動産オーナーの不動産活用への意識啓発のための、空き家を活用した創業についての相談会を実施することで、多様なプレイヤーの活動の場の創出と、さらなる事業化案件の創出により、エリアのポテンシャルや価値の向上を目指す。

また、これまでにリノベーションまちづくりを通じて生まれた事業者やプレイヤーと、新規創業を目指す方との交流の機会を確保することで、地域コミュニティの醸成を一層促進する。

(4) 履行期間

契約締結日から令和9年3月19日（金）まで

(5) 予算の上限額

本プロポーザルの予算上限額は8,206,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

2 企画提案書の提出者の資格に関する事項

企画提案書の提出を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本件の告示日において、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）に、業務「催物、映画、広告、その他の業務」、大分類「その他の業務」、小分類「計画策定業務」又は、業務「催物、映画、広告、その他の業務」、大分類「催物等」、小分類「催物の企画」で登録されている者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本件の告示日から最優秀提案者特定の日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置（以下、「入札参加停止」

という。)又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)による入札参加除外の措置(以下、「入札参加除外」という。)を受けている期間がない者であること。

- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (6) 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)に基づく協同組合にあっては、その組合員が、共同企業体の構成員、単体企業の別を問わず、本件に参加していないこと。

3 企画提案に係る実施要領等の交付

企画提案書の提出を希望する者に対し、令和8年度岩槻駅周辺リノベーションまちづくり推進業務企画提案実施要領(以下、「実施要領」という。)等を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/012/p128474.html>

(2) 交付期間

本件の告示日から令和8年3月26日(木)午後4時まで

4 参加意思の表明手続き

企画提案書の提出を希望する者は、次のとおり参加意思の表明手続きを行うこと。

(1) 提出書類

参加意思表明書 1部

(2) 提出期間

本件の告示日から令和8年3月26日(木)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日(以下、「休日」という。)を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)。なお、郵送の場合は同日必着とし、郵送後に到着確認の電話を行うこと。

(3) 提出場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 5階 さいたま市都市戦略本部 未来都市推進部
未来都市共創担当 電話 048-829-1871

(4) 提出方法

持参又は書留郵便(簡易書留郵便を含む。)による郵送

5 参加資格の確認

参加資格の有無にかかる通知を令和8年3月30日(月)付けでメールにて通知する。

6 質問の受付及び回答

企画提案書の提出を希望する者は、企画提案に関する事項について、次のとおり質問することができる。

(1) 受付期間

本件の告示日から令和8年3月18日(水)午後4時まで

(2) 受付方法

ア 電子メールで受け付ける。詳細は実施要領による。

メールアドレス mirai-toshi-suishin@city.saitama.lg.jp

イ 電子メール送信後、下記業務主管課に電話にて到達確認を行うこと。

ウ 提出先・到達確認に関する問い合わせ先

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 5階 さいたま市都市戦略本部 未来都市推進部
未来都市共創担当 電話 048-829-1871

(3) 質問に対する回答予定日

令和8年3月23日（月）までに随時行う。

(4) 回答方法

さいたま市ホームページ上に、質問及び回答を公表する。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/012/p128474.html>

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書

イ 業務経歴書

ウ 業務の実施体制調書

エ 業務工程表

オ 見積書

(2) 提出期間

令和8年3月31日（火）から令和8年4月10日（金）まで（休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）。なお、郵送の場合は同日必着とし、郵送後に到着確認の電話を行うこと。

(3) 提出場所

4(3)に同じ

(4) 提出方法

持参又は書留郵便（簡易書留郵便を含む）による郵送

(5) 無効となる企画提案書

次の企画提案書は、無効とする。

ア 2に定める資格条件を満たさなくなった者が提出した企画提案書

イ 虚偽の記載をした企画提案書

ウ 審査の公平性を害する行為を行った者が提出した企画提案書

エ 1(5)に示す額を上回る額を見積書に記載した者が提出した企画提案書

オ プレゼンテーションに参加しなかった者が提出した企画提案書

8 業者決定の方法

業者の決定にあたっては、令和8年度岩槻駅周辺リノベーションまちづくり推進業務事業者選定委員会を実施し、選定する。なお、審査方法等詳細については、実施要領を参照すること。

9 事業者選定委員会

参加資格の確認により、参加資格を有すると認められた者は、令和8年4月16日（木）の事業

者選定委員会において、プレゼンテーションを実施する。なお、時間、場所等の詳細については、後日通知する。

1 0 その他

- (1) 最優秀提案者特定の日翌日から契約締結日までの間に、入札参加停止又は入札参加除外を受けている期間がある者は、最優秀提案者の特定を取り消されることがある。
- (2) 本調達において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とすること。
- (3) この企画提案書の提出等に係る一切の経費は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (5) 企画提案の審査結果は、企画提案の具体的内容を除き、公表する。
- (6) 詳細は、実施要領による。

1 1 連絡先

さいたま市浦和区常盤 6-4-4

さいたま市都市戦略本部 未来都市推進部 未来都市共創担当

電話 048(829)1871

FAX 048(829)1997

メールアドレス mirai-toshi-suishin@city.saitama.lg.jp